

令和2年白老町議会議案説明会会議録

令和2年 6月12日（金曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午後 1時33分

○議事日程

1. 白老町議会定例会6月会議議案説明
-

○会議に付した事件

1. 白老町議会定例会6月会議議案説明
-

○出席議員（14名）

1番	久保一美君	2番	広地紀彰君
3番	佐藤雄大君	4番	貳又聖規君
5番	西田祐子君	6番	前田博之君
7番	森哲也君	8番	大渕紀夫君
9番	吉谷一孝君	10番	小西秀延君
11番	及川保君	12番	長谷川かおり君
13番	氏家裕治君	14番	松田謙吾君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

総務課長	高尾利弘君
財政課長	大黒克己君
企画課長	工藤智寿君
経済振興課長	富川英孝君
農林水産課長	三上裕志君
生活環境課長	本間力君
町民課長	岩本寿彦君
税務課長	大塩英男君
上下水道課長	本間弘樹君
建設課長	下河勇生君
健康福祉課長	久保雅計君
子育て支援課長	渡邊博子君

高齢者介護課長	山本康正君
学校教育課長	鈴木徳子君
生涯学習課長	池田誠君
消 防 長	笠原勝司君
病院事務長	村上弘光君
アイヌ総合政策課長	笹山学君
産業経済課参事	臼杵誠君
危機管理室長	藤澤文一君

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長	高橋裕明君
主 査	小野寺修男君

◎開会の宣告

○議長（松田謙吾君） これより定例会6月会議の議案等に関する議案説明会を開催いたします。

（午前10時00分）

○議長（松田謙吾君） 定例会6月会議に町長から提案のあった議案は、各会計の補正予算3件、条例の制定、一部改正10件、総合計画の策定1件、財産の取得2件、委員の選任同意11件、諮問2件、報告3件、合わせて32件であります。

順次、議案の説明をいただきます。日程第1、議案第1号 令和2年度白老町一般会計補正予算の議案について説明をお願いいたします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） それでは議案第1号の令和2年度白老町一般会計補正予算（第2号）の説明をさせていただきます。このたびの説明に当たりましては、まず私のほうから議案の説明をした後に、今回新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の事業をかなり盛り込んでございますので、その件についての私の説明の補足部分について、後に各担当より説明をいたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは議案書に戻ります。このたびの補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ2億2,843万9,000円を追加し、総額を123億6,970万2,000円とする補正予算でございます。

それでは次のページ、「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、説明を省略させていただきます。10ページをお開きください。1款議会費、1項1目議会費、(1)議会運営経費139万円の減額補正でございます。今年度、議会におきまして、今後の人口減少に対する諸問題を解決するための研究等を行うことを目的に、人口減少に対応する政策研究会を設置する予定であり、講演会の講師招聘のため謝礼金3万円、旅費8,000円及び需用費の消耗品などで4万円を増額いたします。次に、新型コロナウイルス感染症の影響により、経費削減を目的に今年度予定しておりました委員会の道外視察を中止することとしたことから、研修旅費146万8,000円を減額するものでございます。財源は一般財源の減となります。

次に、2款総務費、1項1目一般管理費、(1)職員管理事務経費4,000円の減額補正でございます。一般会計の給与費で計上している職員人件費の一部を国民健康保険事業特別会計で道補助金を活用して計上することが可能となったことから負担金を減額するとともに、同額を国保会計に振り替えるものであります。財源は一般財源の減であります。

次に、2目姉妹都市費、(1)国際姉妹都市ケネル市代表団受入事業80万円の減額補正でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、本年度予定されていた代表団の来訪が中止となったことから全額を減額するものであります。財源は海外交流基金繰入金の減となります。

次に、12 ページ、7 目財産管理費、(1) 町有施設維持補修事業 99 万 3,000 円の新規計上であります。旧飛生小学校跡地で現在、飛生アートコミュニティの敷地内にあり、地域住民の飲料水として供給している井戸が老朽化により配水管からの漏水が発生し、水の浄化作業に支障をきたしていることから、配水管を修繕するための経費を計上するものでございます。財源は一般財源であります。

次に、9 目企画調整費、(1) 地域公共交通感染症対策事業（交付金事業）136 万 8,000 円の新規計上であります。本事業は、新型コロナウイルス感染症対策として、町内の公共交通を担っている事業者に対しマスクなどの感染防止用品を配布することとし、購入経費を計上するものでございます。購入品は、手指消毒用アルコール 42 万 9,000 円、車内消毒用弱酸性次亜塩素酸水 19 万 3,000 円、運転手及び未所持乗客用マスク 67 万 3,000 円、液体用ポンプ及びブスプレー式ボトル 7 万 3,000 円、配布対象事業は、市町村運営有償運送、地域循環バス、タクシー及び福祉有償運送で 4 事業、51 台を予定しております。財源は国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を全額充当いたします。なお、今後の説明におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、地方創生臨時交付金と省略をさせていただきますのでご了承願います。

次に、3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費、(1) 障がい者等感染症予防対策事業（交付金事業）242 万 1,000 円の新規事業でございます。本事業は、新型コロナウイルス感染症対策として、町内の障がい者や難病患者向けにマスクを配布し感染予防を図るもので、対象者約 900 人に対し、マスク 50 枚を郵送で配布するための購入経費及び郵便料を計上いたします。財源は地方創生臨時交付金を全額充当いたします。

次に、2 目老人福祉費、(1) 介護保険事業特別会計繰出金 1,714 万 2,000 円の増額補正でございます。まず、事務費繰出金 42 万 3,000 円の減額であります。介護保険事業会計において、介護報酬改訂等に伴うシステム改修事業に対する国庫補助金が 42 万 3,000 円交付されることとなったことから、繰出金を同額減ずるものであります。次に、低所得者保険料軽減に対する繰出金 1,756 万 5,000 円の増額であります。介護保険事業における低所得者の保険料軽減強化につきましては、平成 26 年度の介護保険法の改正以来、平成 27 年度から幾度となく保険料基準額に対する軽減を強化してきたところであります。このたび令和 2 年 3 月 30 日の法改正に基づき、介護保険料の基準額に対する軽減割合が第 1 段階が 0.375 から 0.3 に、第 2 段階は 0.575 から 0.45 に、第 3 段階は 0.725 から 0.7 に、それぞれ改正されたことから、介護保険条例を改正するとともに所要額を増額補正するものでございます。財源は国庫支出金が 2 分の 1 の 878 万 2,000 円、道支出金が 4 分の 1 の 439 万 1,000 円、残り 439 万 2,000 円は、一般財源となります。

続きまして、3 目身体障害者福祉費、(1) 障害者団体活動補助経費 8 万 8,000 円の減額補正であります。負担金の胆振管内身体障害者スポーツ大会及び肢体不自由児児童支援研修事業が新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止となったことから減額するものであります。財源は一般財源の減となります。

次に 14 ページをお開きください。2 項 1 目児童福祉総務費、(1) 子育て世帯応援商品券事業（交付金事業）1,656 万 6,000 円の新規計上でございます。本事業は、新型コロナウイルス感染症対策として、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、ゼロ歳から 18 歳までの子供がいる世帯に対し、1 人当たり 1 万円の商品券を配布するものでございます。報酬及び共済費合わせて 42 万 2,000 円は、事務処理のため会計年度任用職員を 30 日雇用する経費で、新型コロナウイルス感染症の影響による採用取消し、または雇用止めとなった方を優先といたします。需用費 1 万 6,000 円は上質紙等消耗品、役務費 72 万 8,000 円は周知用及び商品券配布のための郵便料の計上でございます。扶助費 1,540 万円は、平成 14 年 4 月 2 日から令和 2 年までに生まれた 18 歳以下の子供を 1,540 人と見込み計上してございます。財源は地方創生臨時交付金を全額充当いたします。

次に、2 目児童措置費、(1) 児童手当給付経費 55 万円の増額補正でございます。児童手当システム改修委託料の計上ではありますが、児童手当に係るマイナンバー情報連携のためのシステム改修費を計上するものであります。財源は国の子ども子育て支援事業補助金が 36 万 6,000 円、一般財源 18 万 4,000 円を充当いたします。(2) 新型コロナウイルス感染症対策子育て世帯臨時給付事業 72 万円の増額補正でございます。本事業は、一般会計補正予算第 1 号で計上した国の新型コロナウイルス感染症対策における児童手当を受給する世帯に対し、対象児童 1 人当たり 1 万円の臨時特別給付金を支給する事業でございますが、4 月に算出した対象人数見込みに不足が生じることから、72 人分の給付金を増額するものであります。財源は全額、国の子ども子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金を充当いたします。

4 目児童福祉施設費、(1) 町立保育園運営経費 15 万 1,000 円の増額補正でございます。令和元年度の一般会計補正予算第 11 号において、国の新型コロナウイルス感染症対策で市区町村の保育園等に対する消毒液等の購入配布や、保育園等による感染防止用備品の購入に対し補助する事業を計上しておりますが、このたび補助上限の 50 万円に満たない保育園等に対し、その差額分を令和 2 年度において補助することになったことから、町立保育園において空気清浄機及びフィルターを購入するものであります。財源は国の保育対策総合支援補助金 14 万 9,000 円、一般財源 2,000 円を充当いたします。次に、17 ページになります。(2) オンライン子育て支援環境整備事業（交付金事業）230 万 1,000 円の新規計上であります。本事業は、新型コロナウイルス感染症対策として、町内保育園及び認定子ども園において、インターネットアプリ等を利用したオンラインによる教育保育の提供や、子供の健康観察及び相談対応を行うための環境整備に係る経費に対し支援する事業でございます。町立はまなす保育園については、インターネットの接続等利用環境の整備のため、役務費 6 万 7,000 円を計上するとともに、タブレット 1 台及び W i - F i 端末購入のため、備品購入費 23 万 4,000 円を計上いたします。町内の認定子ども園、4 園につきましては、整備等の経費に対し 50 万円を上限として補助金を交付するため 200 万円を計上するものであります。財源は地方創生臨時交付金を全額充当いたします。(3) 保育所広域入所経費 91 万 9,000 円の新規計上であります。本町に住み票のある幼児 1 名が苫小牧市の認定子ども園に 6 か月間入園することとなったことから給付費を支出するた

めの経費を計上するものであります。財源は子供のための教育保育給付費負担金の国庫支出金 47 万円、道支出金 19 万 1,000 円、一般財源 25 万 8,000 円を充当いたします。(4) 新型コロナウイルス感染症対策保育環境強化支援事業 70 万 3,000 円の新規事業であります。ただいま説明いたしました国の保育対策総合支援事業補助金を活用した新型コロナウイルス感染症対策のための保育環境の強化についてであります。令和元年度において上限の 50 万円に満たなかった 2 園の備品購入費に対し補助するものであります。財源は国の保育対策総合支援事業補助金を全額充当いたします。

続きまして、4 款環境衛生費、1 項 1 目地域保健費、(1) 国民健康保険事業特別会計繰出金 328 万 6,000 円の増額補正でございます。一般会計の給与費で計上している職員人件費の一部を国民健康保険事業特別会計で道補助金を活用して計上することが可能となったことから、一般会計で計上しております 882 万 9,000 円の人件費等を国保会計に振替えるとともに、道補助金を差引いた不足分 328 万 6,000 円を繰出金で補てんするものでございます。財源は一般財源であります。(2) 医療施設等感染症予防対策事業(交付金事業) 834 万円の新規計上であります。本事業は、新型コロナウイルス感染症対策として、町内の医療機関等にマスク等の感染予防対策用品を配布し感染予防を図るものであります。配布対象施設は、町内の歯科を含む医療機関、福祉施設、介護施設及び保育施設の計 35 施設とし、配布品はサージカルマスク 125 万 2,000 円、手指消毒薬 85 万 6,000 円、グローブ 114 万 4,000 円、防護服 116 万 2,000 円などの防護品及び非接触型体温計 27 万 1,000 円などで、各施設に 1 か月分の必要数を調査した数をもとにそれぞれ配布するものであります。財源は地方創生臨時交付金を全額充当いたします。19 ページをお開きください。(3) 妊産婦感染症予防対策事業(交付金事業) 86 万 8,000 円の新規計上でございます。本事業は、新型コロナウイルス感染症対策として、妊産婦にマスク等の感染予防対策用品を配布し感染予防を図るものであります。配布対象は妊婦及び出産後 1 年以内の産婦として約 140 人と見込み、配布金はマスク 32 万 2,000 円、消毒用ウェットタオル 13 万 6,000 円及び手指消毒用ジェル 17 万 5,000 円とし、母子手帳交付時や健診時のほか、新生児訪問及び郵送等にて配布するものであります。財源は地方創生臨時交付金を全額充当いたします。

2 項 3 目火葬場費、(1) 白老葬苑環境整備事業 105 万 6,000 円の新規計上であります。かねてより設置要望のありました白老葬苑のエアコンについて、和室 3 室に各 1 台を設置するための経費を計上するものであります。財源は一般財源であります。昨年度に指定寄付分 100 万円を財政調整基金に積立てており、これを取崩して充当いたします。

続きまして、6 款農林水産業費、1 項 1 目農業委員会費、(1) 農業委員会経費 21 万 8,000 円の減額補正でございます。当初予算で計上した全国農業委員会会長会議及び北海道選出国会議員要請集会が新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったことから旅費を減額するもので、財源は一般財源の減となります。

3 目農業振興費、(1) 農山漁村振興対策事業 1 億 853 万 4,000 円の新規計上であります。本事業は、白老牛の販路拡大に向け、地域と連携して販売力を強化する施設整備等を行う事業者

に対し支援するものでございます。事業内容でございますが、国の農山漁村振興交付金事業を活用し、昨年宇森野地区に牛舎を整備し、白老牛の生産を開始した株式会社徳寿ファームが白老牛の生産販売を一括化し6次産業化を進めるため、同敷地内に地産地消レストラン、面積約681平方メートルを整備するものでございます。総事業費は3億5,642万6,000円に対し、国の交付予定額は事業費のおおむね2分の1以内で、施設の延床面積1平方メートル当たり29万円以内として1億853万4,000円となり、これを町経由で事業者へ補助するものでございます。財源は国庫支出金の農山漁村振興交付金を全額充当するものでございます。

続きまして、20ページをお開きください。7款商工費、1項1目商工振興費、(1)経済対策相談サポート事業(交付金事業)231万7,000円の新規計上であります。本事業は、新型コロナウイルス感染症対策として、国等の経済対策の相談窓口を設置し、町内事業者へのサポートを図るものであります。相談窓口は白老町商工会が町からの補助により相談員1名を9か月間配置することとし、人件費や諸経費のほか、パソコンによる申請サポートのための機器を賃借する経費を見込んで計上するものであります。財源は地方創生臨時交付金を全額充当いたします。(2)テイクアウト等支援事業(交付金事業)68万6,000円の新規計上であります。本事業は、新型コロナウイルス感染症により経済的な影響を受けている町内飲食事業者等に対し、テイクアウト等の広告宣伝を実施し利用促進を図るものであります。事業内容は、広告宣伝のための原稿製作料、チラシ印刷費、新聞折込手数料のほか、新聞広告掲載料を見込み、商工会に対する補助金として計上するものであります。財源は地方創生臨時交付金を全額充当いたします。(3)小規模事業者等経営支援事業(交付金事業)3,264万7,000円の新規計上でございます。本事業は、新型コロナウイルス感染拡大による地域経済への影響を鑑み、町独自の支援策として、町の緊急支援事業給付金を受給した飲食業、宿泊業者を除く小規模事業者や、休業要請対象となっている事業者に対し、削減率の多寡により5万円、または10万円の給付金を交付するものであります。支給対象であります。令和2年2月から6月の、いずれかの月の総収入のうち、前年度月費20%以上の減収となった小規模事業者支援法に基づく小規模事業者、もしくは規模を問わず北海道による休業要請の対象となっている事業者といたします。給付額は、減収率が20%から50%未満は10万円、減収率が50%以上、または休業要請対象事業者は5万円とするものでございます。支給方法は、白老町商工会に対し給付金、事務費を一括補助し事業を実施するもので、該当者が白老町商工会に申請し、審査の上、支給することとなります。予算は補助金の計上ですが、事務費として209万7,000円、給付金は延べで438件、3,055万円と見込み計上してございます。財源は地方創生臨時交付金を全額充当いたします。

(4)プレミアム付商品券発行事業(交付金事業)2,537万6,000円の新規計上でございます。本事業は、新型コロナウイルス感染症による地域経済への影響を鑑み、町内の消費拡大を図るためプレミアム付商品券を発行するものでございます。プレミアム付商品券は、全町民を対象に額面1万円の商品券を7,000円で販売し、1人当たり5冊を限度といたします。また、額面1万円のうち1,000円分を飲食店及び宿泊施設でのみ可能な券といたします。商品券の発行は8月とし、10月まで8,000冊を販売いたしますが、発行数量は子育て世帯向けの1,540冊を含

め、9,540冊といたします。実施方法は、白老町商工会に対しプレミアム額及び事務費を一括補助し事業を実施するものであります。予算は補助金の計上であります。事務費として137万6,000円、プレミアム額は3,000円の8,000冊、2,400万円で計上してございます。財源は地方創生臨時交付金を全額充当いたします。

続きまして、9款消防費、1項1日常備消防費、(1)消防本部運営経費7万1,000円の減額補正であります。新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた北海道消防大会、全道消防救助訓練大会ほか、2行事が中止及び縮小となったことから普通旅費及び諸会議負担金を減額するもので、財源は一般財源の減でございます。23ページになります。(2)職員訓練研修経費27万1,000円の減額補正であります。新型コロナウイルス感染症の影響により、消防学校での研修でポンプ操法指導員過程研修が中止、初任教育課程が縮小になったことから、普通旅費、教材図書等消耗品費及び諸会議負担金をそれぞれ減額するものでございます。財源は一般財源の減となります。(3)救急隊員感染症防止対策事業(交付金事業)170万7,000円の新規計上でございます。本事業は、新型コロナウイルス感染症対策として、救急活動における救急隊員の感染防護服及び消毒用物品を購入し感染拡大防止を図るものであります。需用費の消耗品費では、感染防護衣500着、115万5,000円のほか、N95マスク12万4,000円、ニトリルグローブ1万6,000円、セーフティーゴーグル3万9,000円、次亜塩素酸ナトリウム8万7,000円などを購入するとともに、備品購入費では空間除菌するための二酸化塩素ガス消毒装置1台を購入いたします。財源は地方創生臨時交付金を全額充当いたします。

2目非常備消防費、(1)消防団運営経費11万9,000円の減額補正であります。新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた北海道消防大会、北海道消防総合訓練大会が中止となったことから、消防団員の旅費を減額するものであります。財源は一般財源の減となります。(2)消防団活動経費32万円の減額補正であります。新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた消防団合同訓練が中止になったことから消防団員の旅費を減額するものであります。財源は一般財源の減であります。

4目災害対策費、(1)白老町地域防災力向上事業84万8,000円の減額補正でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により防災訓練を中止にしたことから、本事業に係る需用費及び委託料を減額するものであります。財源は一般財源の減となります。(2)避難所衛生対策事業(交付金事業)650万2,000円の新規計上でございます。本事業は、新型コロナウイルス感染症対策として、避難所における衛生管理等に必要な物資及び資機材を購入し、感染拡大の防止を図るものでございます。町内10か所の各施設に備蓄する物資及び資機材として、需用費の消耗品ではマスク276万円、ニトリルグローブ1万4,000円、非接触型体温計19万8,000円及びアルコール除菌液11万円を購入するとともに、備品購入費では災害対応用プライベートルーム183万円、折り畳み式ベッド31万9,000円及び保管用物置2棟127万1,000円を購入するものでございます。財源は地方創生臨時交付金を全額充当いたします。

次に、24ページをお開きください。10款教育費、1項5目諸費、(1)教師力向上事業83万3,000円の減額補正でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた

講演会や秋田県能代市への視察訪問を中止せざるを得ない状況から、今年度の本事業を取りやめることとし、事業費を減額するものであります。財源はふるさとGENKI応援寄附金基金繰入金の減となります。(2) 子どもチャレンジ支援事業 51万3,000円の減額補正でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた標準学力調査が中止になったことから、委託料を減額するものであります。財源はふるさとGENKI応援寄附金基金繰入金の減でございます。(3) 学校図書館感染症対策事業(交付金事業) 189万8,000円の新規計上でございます。本事業は、新型コロナウイルス感染症対策として、各小中学校の学校図書館に除菌ボックス1台を設置し、感染拡大防止を図るものであります。財源は地方創生臨時交付金を全額充当いたします。(4) 基礎学力定着支援事業(交付金事業) 109万9,000円の新規計上であります。本事業は、新型コロナウイルス感染症対策として、臨時休校に伴い授業を受けることができなかった児童生徒の学びを補償するため学習教材を学校に配布し、授業や家庭学習等において活用するものであります。学習教材はドリル、問題集として、教科は小学校が1年生から5年生までは算数、6年生は国語、算数、中学校が1、2年生は国語、数学、3年生は主要5教科といたします。財源は地方創生臨時交付金を全額充当いたします。

2項2目教育振興費、(1) 小学校姉妹校交流推進事業経費 19万4,000円の減額補正であります。新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた仙台市片平丁小学校への訪問を中止としたことから、委託料を減額するものであります。財源は一般財源の減となります。

続きまして、26ページになります。3項中学校費、1目学校管理費、(1) スクールバス運行経費 34万1,000円の増額補正でございます。スクールバスのやまびこ号が自動車継続検査の結果、車体のエアを送り込む装置が機能低下により交換すべきとされたことから、修繕料を計上するものであります。財源は一般財源の減となります。

4項3目図書館費、(1) 町立図書館感染症対策事業(交付金事業) 36万8,000円の新規計上でございます。小中学校の学校図書館と同様に新型コロナウイルス感染症対策として、町立図書館に除菌ボックス1台及び設置台を購入し感染拡大防止を図るものでございます。財源は地方創生臨時交付金を全額充当いたします。

4目文化財保護費、(1) 地域文化伝承活動助成事業 230万円の新規計上でございます。本事業は、北海道市町村振興協会のコミュニティ助成事業を活用して、虎杖浜越後踊り保存会に対する越後盆踊り用浴衣1式及び踊りかさ60セットを購入するための経費を補助するものであります。このたびコミュニティ助成事業が採択されたことから、購入費全額を補助するものであります。財源は雑入のコミュニティ助成事業補助金を全額充当いたします。

6項1目しらい食育防災センター管理運営費、(1) 給食関連事業者支援事業(交付金事業) 50万円の新規計上であります。本事業は、新型コロナウイルス感染症対策として、臨時休校による学校給食が停止したことに伴い、学校給食用食材のキャンセル等で経済的な影響を被った事業者に対し補助金を交付することで食材等の安定的な供給を確保するものでございます。補助対象は学校給食用パン及び麺の加工が発生する事業者で、令和2年4月及び5月に発生した学校給食用食材発注後のキャンセルにより売上げが減少した4事業者に対し、売上げ減少額の

90%を補助するものでございます。財源は地方創生臨時交付金を全額充当いたします。

続きまして、13款給与費です。29ページ、(1)職員等人件費882万5,000円の減額補正で
ございます。一般会計の給与費で計上している職員人件費を国民健康保険事業特別会計で道補
助金を活用して計上することが可能となったことから、給与費を減額するとともに同額を国保
会計に振替えるものでございます。財源は一般財源の減でございます。

14款諸支出金、1項1目基金管理費、(1)各種基金積立金127万4,000円の増額補正であ
ります。教育振興基金積立金は、SBエナジー株式会社様から教育振興資金としてご寄附いた
だいたものでございます。以上で歳出を終了いたします。

戻っていただきまして、歳入の一般財源の説明をいたします。8ページ、9ページをお開き
ください。上段の繰入金の10目財政調整基金繰入金でございますが、白老葬苑環境整備事業に
充当するため、令和元年度に指定寄付金と積立てた100万円をこのたび繰入れするものでござ
います。

次の、21款繰越金でございますが、前年度繰越金325万8,000円の減額補正でござ
います。このたびの補正予算における一般財源の超過分を減額するものであります。なお、令和元年度
一般会計の決算剰余金につきましては、歳入歳出差引き残高が4億7,242万7,000円、翌年度
に繰越すべき一般財源2,116万円を差引き、実質収支は4億5,126万7,000円となる見込みでござ
います。このことによりまして繰越金の留保額は4億2,952万5,000円となるものでござ
います。以上で、議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いし
ます。

それと、本日お配りのふるさとGENKI応援寄附金の実績表につきまして、若干説明をさ
せていただきます。今回の補正予算にふるさとGENKI応援寄附金の補正がござい
ませんが、令和元年度の寄附金合計額につきましては左上でございますが、指定寄附金が8,951万8,400
円一般寄附が2億8,075万8,600円で、合計で3億7,027万7,000円、前年比で5,135万3,000
円の減という結果になってございます。その下でございますが、基金への積立てにつきま
しては、経費を差引いて4,478万9,400円、実質的な一般財源につきましては1億4,281万2,990
円となつてございます。右側の表につきましては、それぞれの指定寄附の内訳等を記載して
ございまして説明は省略させていただきます。以上で、議案第1号の説明は終わらせて
いただきます。よろしくお願いたします。

○議長(松田謙吾君) 工藤企画課長。

○企画課長(工藤智寿君) それでは、先ほど議案第1号の新型コロナウイルス感染症対応地
方創生臨時交付金事業について、私のほうから説明をさせていただきます。

資料のナンバー1です。事業名は、地域公共交通感染症対策事業ということでござ
います。補足説明になりますが、事業目的としましては、3密になりやすいバスなどの地域公共交通機
関利用に関する感染防止策として、運行ごとの換気、車内の消毒のほか、運転手のみならず乗
客に対しマスクの着用や乗車時の手指消毒を徹底することで安心して利用できる環境を整えたい
ということでございます。なお、事業の効果につきましては、乗客・乗務員の安全・安心の

確保、安心して利用できる生活交通手段の提供、さらに持続可能なサービスの提供というところでございます。

○議長（松田謙吾君） 久保健康福祉課長。

○健康福祉課長（久保雅計君） ナンバー２の障がい者等感染症予防対策事業について補足説明をさせていただきます。こちらの事業につきましては、先日説明申上げましたが、内容としましては、障がい者の方や難病患者の方にマスクを配るということでございます。障がい者の方に直接お話を聞き取りしたり、人工透析送迎車の運転手の方から聞き取りをしたところ、やはり何度も洗っている方や買いに行けないという方、出費がかさむので助かるというようなご意見も頂戴しておりまして、このたび計上させていただいたところでございます。なお、難病患者の方につきましては、町では把握できないということがありますので、保健所管轄になりますので、町としまして把握できる限りの難病患者の方につきましては申請なしに送付させていただきますが、それ以外の方につきましては広報やホームページやいろいろな周知方法を使いながら申請をいただいて、マスクが入り次第、速やかに送付させていただきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） ナンバー３、子育て世帯応援商品券事業でございます。この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の経済的負担軽減を目的として実施いたします。対象となる子供は、平成14年4月2日から令和2年7月31日産まれの子供として、1人につき1万円分の商品券を配布いたします。なお、この商品券は後ほどご説明申し上げますが、プレミアム付商品券と同じものを使用いたします。配布までの流れにつきましては、児童手当受給者を一般の支給対象者として、商品券の配布を希望しない場合のみ辞退届けを提出していただきます。公務員と高校生のみいる世帯については申請書を提出していただきまして、8月の中旬以降、順次郵送により配布いたします。

続きまして、ナンバー４、オンライン子育て支援環境整備事業です。町内の保育園、認定こども園において、オンラインによる教育保育の提供や、子供の健康観察、相談対応を行うための環境整備事業でございます。民間の認定こども園には、環境整備のための費用を1園につき50万円を上限として補助いたします。町立保育園は、環境整備のためのタブレット等を購入する予定でございます。

○議長（松田謙吾君） 久保健康福祉課長。

○健康福祉課長（久保雅計君） ナンバー５、医療施設等感染症予防対策事業でございます。こちらにつきましては、前回全員協議会の中でご説明させていただきましたが、変更点をお話させていただきますと、保育施設、5施設を追加したことによりまして、前回722万6,000円だったのですが、111万4,000円の増となっております、834万円と増額されているところであります。こちらにつきましては、1か月程度の各消耗品であるとか、そういう消毒関係の物を今後新型コロナウイルスに対しては長い期間いろいろと需要もあつたり、また感染が拡大する可能性があるのと、供給が停止される可能性もあることから、1か月程度備えていただくとい

うことで調査した結果、必要な物を計上させていただいているというところでございます。

続きまして、ナンバー6、妊産婦感染症予防対策事業についてでございます。こちらにつきましては、前回86万9,000円で計上しておりましたが、端数調整の関係がありまして1,000円減額で86万8,000円となっております。こちらの事業につきましては、5月下旬に実施しました乳児検診で個別にお子さんのいるお母さんから聞き取りをいたしまして、約8割の方がマスクが必要だということや、消毒液があると助かるというようなお声もいただいております。

○議長（松田謙吾君） 白杵産業経済課参事。

○産業経済課参事（白杵 誠君） ナンバー7、経済対策相談サポート事業でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けまして、国ですとか、北海道、そして白老町も含めて、様々な各種経済対策が数多く出ておりますが、そういったことになると町民の皆様にとってはなかなか分かりにくいといった場合も多々ありますことから、持続化給付金の電子申請だけにとどまらず、新型コロナウイルス関係の様々な経済対策に関して、商工会の会員以外の方々も含まして、一括して様々な相談ですとか、サポートをしていただく体制を構築する事業でございます。

続きまして、ナンバー8、テイクアウト等支援事業です。緊急事態宣言による外出の自粛などを受けまして、飲食店が売上げ減少を少しでも緩和をする方法としてテイクアウト、持ち帰りですとか、デリバリー、出前などというのが今全国的にも注目をされているところでございますが、そんな中で商工会においてテイクアウトなどの情報発信をしていただいたり、あと本町におきましても飲食店で新たにテイクアウトを始められるお店が出てきたりといったことで取組が進められているところでありますが、そういった中で町内の飲食店におけるテイクアウトなどの情報について商工会のほうで広告宣伝の実施をするということで、経済的な影響の大きい飲食店に対して支援を行うという事業でございます。

続きまして、ナンバー9、小規模事業者等経営支援事業でございます。現在、商工会を窓口として支給事務を進めております中小企業緊急経営支援事業につきましては、特に緊急的に支援が必要な飲食、宿泊、旅客運送事業者に対して給付金の支給ということを行っているところでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響というのが非常に多岐にわたる業種に及んでいることを踏まえまして、特に経営基盤という視点を勘案しまして、小規模事業者等に対して給付金を支給する事業でございます。現在進行中の給付金と同様に商工会に給付申請の窓口を設置したいと考えてございます。

続きまして、ナンバー10、プレミアム付商品券発行事業でございます。本事業につきましては、町内における消費の喚起を図り、町内での経済循環を促進するための事業でございます。額面1万円のものを7,000円で販売するというので、従前と比較して大きなプレミアム率を設定したいと考えております。商品券が完売した場合は、本事業による地域内の購買力として約9,500万円ほどを生み出すということになりますが、実施に当たりましては多くの企業、店舗さんにおいて取扱をいただきながら、お客様を呼び込むための様々な工夫をしていただいております。

バイローカル活動の一環として町内における経済循環の促進に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 笠原消防長。

○消防長（笠原勝司君） ナンバー11、救急隊員感染症防止対策事業でございます。感染防止衣というのは、救急隊員自体の感染を防ぐものでございます。そしてこの消毒器ですが、移動可能なものとなっております。救急車3台あるうち移動しながら、工夫しながら使うということで、救急車内は感染者等と接触して3密な状態になると。その中の除菌を完璧に行うという目的の消毒器でございます。

○議長（松田謙吾君） 藤澤危機管理室長。

○危機管理室長（藤澤文一君） ナンバー12、避難所衛生対策事業でございます。総事業費といたしましては、650万2,000円でございます。事業の目的といたしましては、新型コロナウイルス感染症が拡大している昨今、万一の自然災害が発生した場合に避難所の衛生管理が懸念されているというところございまして、今回の補正において感染予防を強化するために必要な資機材を購入するものでございます。なお、本町においては、このたび白老町の避難所運営マニュアルも改訂したところございまして、それに基づきまして資機材を購入するというものでございます。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） ナンバー13、学校図書館感染症対策事業です。全小中学校に除菌BOXを設置し、学校図書館を安全安心に利用することで、新型コロナウイルス感染症拡大予防を進め、子供たちの学校図書館の利用促進と充実を図るという目的で、本事業の予算を計上したものです。

続きまして、ナンバー14、基礎学力定着支援事業です。2月末から5月の長期にわたりの臨時休校に伴い、授業を受けることができなかつた子供たちの1番大事な基礎学力の定着を支援するために、学び直しの機会の充実を図ることを目的として、1番教科の重要としている算数、数学を中心に学年によって小学校6年生と中学3年生については、特に中学3年生は受験対策がございまして教科数を増やし、どの児童生徒も基礎的な、基本的な学習内容を身につけ家庭環境により教育格差を生まないということを目的として、本事業を計画したものであります。

○議長（松田謙吾君） 池田生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田 誠君） ナンバー15、町立図書館感染症対策事業でございます。新型コロナウイルス感染予防対策としまして、小中学校と同様に除菌BOXを1台購入するものでございます。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） ナンバー16、給食関連事業者支援事業です。今回の新型コロナウイルス感染症が拡大したことにより臨時休校があったため学校給食が停止したことで、給食関連事業者でキャンセルが発生した事業者がございまして。そちらに対して、3月までありました国の補助の制度を活用した上で補助を行うものいたします。これについては、パン、麺

等にかかる部分についての、今回キャンセル料が発生した部分について補助するものであります。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第1号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） ナンバー12の需用費のニトリルグローブはどういうものなのでしょうか。ちょっとわからないので説明してください。

○議長（松田謙吾君） 藤澤危機管理室長。

○危機管理室長（藤澤文一君） 使い捨ての手袋と考えていただきたいのですが、よくあるポリエステルでできているものではなくて、どちらかというビニール素材に近いものと考えていただいてもよろしいかと思います。

○議長（松田謙吾君） ほかに質疑のあります方はどうぞ。

4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。この新型コロナウイルス感染症の地方創生臨時交付金の関係のナンバー16、給食関連事業者支援事業についてでございます。こちらのほうは前回ご説明いただいたときには、220万円の総事業費の中での展開でございましたが、今回、そこをパンや麺の加工というところに絞ったというところでありますが、この辺の変更した理由というか、そちらのほうをお伺いします。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 前回のときに計上しているときに、まだ数字が確定していない部分もありましたので、精査した中で220万円のうちのこのパン、麺の部分についてはキャンセルが発生したということが確定いたしました。それ以外の業者については、キャンセルが発生する状況がなかったということが確認できましたので、この部分については予算計上をすることをやめたので、今回このような金額になっております。

○議長（松田謙吾君） ほかに質疑のあります方はどうぞ。

12番、長谷川かおり議員。

○12番（長谷川かおり君） 長谷川です。ナンバー12、避難所衛生対策事業です。ここの備品購入費のところに、折り畳み式ベッドとありますが、これは一般的に市販されている折り畳み式のものなのか。今、災害に関してダンボールの折り畳みのベッドがありますが、どちらなのでしょう。

○議長（松田謙吾君） 藤澤危機管理室長。

○危機管理室長（藤澤文一君） ただいまのベッドのご質問でございます。現在、各避難所においても、避難施設の備蓄品、備品等を整備している状況の中で、ダンボールベッドというものも一定限、今買い揃えている状況ではございますけれども、今回予算要求しているものにつきましてはダンボール性ではなくて、いわゆる折り畳めるような、俗に言う避難所用として販売されているものを購入するものとして理解していただければと思います。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

○2番（広地紀彰君） 2番、広地です。学校教育の関係で1点お伺いしたいと思います。基礎学力定着支援事業ということは、学びを保障するためということで十分に理解できました。ただ、学校ICTの環境整備に関わって、タブレットPC等も導入しながらGIGAスクールの構想にのっとった整備を進めていきたいというお話もいただいておりますが、その辺り、多分精査の関係で事業の採択に至らなかったのかもしれないのですが、その辺りの経過だけ質問したいと思います。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 前回の全員協議会で教育長も話をしたとおり、デジタルとアナログと両方進めるということで、実は両方進行しております。今回のところにICTは計上はしておりませんが、これは別途国の補助等を活用して進める予定で今準備を進めてはおります。この基礎学力のアナログの部分については、ICTの部分については整備をするにはやはり時間が必要というところがありまして、ICTを活用しての部分は一チューブ等を活用しながら、今教材をそちらの別途を活用する方法と、それから本当に教科書に沿った問題集ですか、ドリルですか、購入することで、これはまた紙ベースでというか、本当のアナログで前からある方法で、これをまず確実に、着実に進めつつ一チューブ等、ICTも活用した方法も進めるというところで、その両輪で進めようということでの一端として、今回この事業を計画しております。

○議長（松田謙吾君） ほかに質疑のあります方はどうぞ。

13番、氏家裕治議員。

○13番（氏家裕治君） 13番、氏家です。簡単に新型コロナウイルス感染症対策の地方創生臨時交付金について、ナンバー6のところですか。前回も聞いたのですが、妊産婦感染症予防対策事業の中で、その前の事業の中では、例えば障がい者に対しては1人50枚入り1箱という内容が記載されていましたが、今回のこの事業の妊産婦さん、また産婦さんの支給対象枚数だとか、そういったものについての内訳だけ教えてください。

○議長（松田謙吾君） 久保健康福祉課長。

○健康福祉課長（久保雅計君） 申し訳ありません。マスクにつきましては、1箱50枚入りのものを1箱ということと、あとはウェットタオルにつきましてはボトルと補充するシートと、あとは手指消毒用ジェル1本というところがございます。

○議長（松田謙吾君） ほかに質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第1号の議案説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第 2、議案第 2 号 令和 2 年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の議案について説明をお願いいたします。

岩本町民課長。

○町民課長（岩本寿彦君） それでは、議 2-1 をお開きください。議案第 2 号でございます。令和 2 年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 976 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23 億 3,946 万円とする補正でございます。

次に、2 ページから 3 ページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明をさせていただきます。6 ページをお開きください。1 款総務費、4 項 1 目医療費適正化特別対策事業費、(1) レセプト点検経費につきましては、会計年度任用職員の人件費について、一般会計給与費から振替えたもので 23 万 2,000 円の増額補正でございます。財源は一般会計繰入金でございます。

次に、2 款保険給付費、6 項 1 目傷病手当金、(1) 傷病手当金経費につきましては、国保被保険者のうち、被用者について新型コロナウイルス感染症に感染したものの、または発熱等の症状があり、感染が疑われるものを対象とした傷病手当金でございまして 47 万 4,000 円の計上としております。財源は全額特別調整交付金となっております。

続きまして、8 ページをお開きください。6 款保健事業費、2 項 1 目健康衛生普及費、(1) 健康づくり指導経費につきましては、令和 2 年度新規採用された管理栄養士 1 名分の人件費について、一般会計給与費から振替えたもので 566 万 8,000 円の増額補正であります。このうち道繰入金で 300 万円、残りの部分を一般会計繰入金の財源としています。続きまして、(2) 国保保健指導事業経費及び (3) 国保ヘルスアップ事業経費につきましては、国が押し進める国保ヘルスアップ事業の令和 2 年度の交付額が当初の 600 万円から 900 万円に拡充されたことにより、会計年度任用職員人件費と、40 歳前に健診受診を習慣化し、その後の受診につなげるため、以前より実施をしておりました集団健診のほかに個別健診においても受診を可能とする委託料などを合わせて 338 万 6,000 円の増額補正であります。財源は特別調整交付金分 300 万円、一般会計繰入金 38 万 6,000 円として見込んでございます。

次に、歳入でございます。4 ページにお戻りください。3 款道支出金、1 項 1 目保険給付費等交付金、特別調整交付金分は歳出でもご説明したとおり、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金分 47 万 4,000 円と、国保ヘルスアップ事業分 300 万円、合わせて 347 万 4,000 円の増額補正であります。次に、道繰入金の 300 万円の増額補正は、新規採用管理栄養士人件費に充てるための増額補正であります。

次に、5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 328 万 6,000 円の増額補正でございます。国保会計で補助をいただける人件費の不足分として増額補正でございます。以上で説明を終わらせ

ていただきます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第2号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。
12番、長谷川かおり議員。

○12番（長谷川かおり君） 長谷川です。9ページの国保ヘルスアップ事業経費ということで、集団健診のほかに個別の健診を盛り込んだということですが、詳しい健診内容をご説明していただけますか。

○議長（松田謙吾君） 岩本町民課長。

○町民課長（岩本寿彦君） 今、詳しい具体的な健診項目というのが押さえていないものから、後ほど回答させていただきます。

○議長（松田謙吾君） ほかに質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第2号の議案説明を終わります。

日程第3、議案第3号 令和2年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 議3-1をお開きください。議案第3号でございます。令和2年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,066万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億3,599万3,000円とする補正でございます。

次に、2ページから3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明をさせていただきます。8ページをお開きください。6款諸支出金、1項1目第1号被保険者保険料還付金、(1)第1号被保険者保険料還付金27万9,000円を増額につきましては、過年度の介護保険料の過誤納付金を還付するために補正するものでございます。

1項2目償還金、(1)国庫支出金等過年度分返還金2,038万6,000円を増額につきましては、令和元年度の精算により、国庫支出金等の返還が必要となるために補正するものでございます。

次に、歳入をご説明いたします。4ページをお開きください。1款介護保険料、1項1目第1号被保険者介護保険料、現年度介護保険料は1,729万8,000円の減額補正で、令和元年度から消費税10%に引き上げられ、令和2年3月30日の法改正により、第1段階から第3段階の介護保険料の軽減の強化がされたものでございます。

3款国庫支出金、2項5目介護保険事業費補助金、システム改修事業費補助金は42万3,000円を増額でございます。こちらにつきましては、介護報酬改訂等によるシステム改修の国庫補助金の計上でございます。

次に、7款繰入金、1項5目その他一般会計繰入金、事務費繰入金は42万3,000円の減額補正でございます。3款のところでご説明しましたが、システム改修費用が国庫補助金分が入りますので、その分の財源振替をさせていただいております。

1項5目その他一般会計繰入金、低所得者保険料軽減繰入金1,756万5,000円の増額補正と、2項1目介護保険基金繰入金、介護保険事業基金繰入金26万7,000円の減額補正は、1款でもご説明したとおり、令和元年10月の消費税増税に伴う、第1段階から第3段階の介護保険料の軽減強化に伴う、各繰入金の補正でございます。

6ページをお開きください。8款繰越金、1項1目繰越金は、令和元年度の決算剰余金のうち、繰越すべき財源2,066万5,000円の増額補正をさせていただいております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第3号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第3号の議案説明を終わります。

日程第4、第6次白老町総合計画基本構想及び基本計画の策定についての議案について説明をお願いいたします。

工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） それでは、議4-1をお開きください。議案第4号でございます。第6次白老町総合計画基本構想及び基本計画の策定についてご説明いたします。

第6次白老町総合計画基本構想及び基本計画を策定するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

議4-2をお開きください。議案説明でございます。本町では、1977年以来、5次にわたりまちづくりの指針として総合計画を策定し、まちの将来像の実現に向けて、福祉・産業・教育・環境・自治など、時代に応じたまちづくりに取り組んでまいりました。

平成24年9月に策定した第5次白老町総合計画では、将来像に「みんなの心つながる 笑顔と安心のまち」を掲げ、町民生活の向上や地域産業の活性化など、まちの持続発展を目指してきたところであります。

この間、本格的な人口減少社会の到来や少子高齢化の急速な進行、それに伴う経済活動の衰退、大規模自然災害を契機とした防災・減災に関する意識の高まり、さらには地方分権の進展など、本町を取り巻く環境は大きく変化しております。

特に、人口減少の抑制と地域経済の活性化への対応は、本町の急務の課題であり、持続可能なまちの実現に向けて、人口減少対策や地方創生に資する取組について重点的に取り組んでいかなければなりません。

こうした状況の中、誰もが将来に希望をもち、しあわせを実感できるまちづくりを進めるため、「共に築く希望の未来 しあわせ感じる元気まち」を新たな将来像に掲げ、令和2年度から

9年度までの8か年を計画期間とした「第6次白老町総合計画」を策定しました。

本計画では、町民参加による計画づくりを進めるため、中高生アンケートや団体ヒアリング、まちづくりワークショップなど、参加機会の拡充を図るとともに、町民と行政が目標を共有しながら協働のまちづくりを進めるため、新たに成果指標を設け、まちづくりの進捗を見える化したこと、さらには重点プロジェクトとまち・ひと・しごと創生総合戦略を連携させながら地方創生を推進することなど、新たな手法を盛り込んだ計画としています。

これまでの検討結果をもとに、白老町総合計画審議会の答申を踏まえ、希望の未来に向けたまちづくりの羅針盤である、第6次白老町総合計画基本構想及び基本計画を定めるものであります。

次のページをお開きください。補足説明資料により説明させていただきます。第6次白老町総合計画調査特別委員会「調査結果に基づく意見」について。

1、概要であります。委員会の名称は、第6次白老町総合計画調査特別委員会でございます。これまでの委員会の日程は記載のとおり、令和2年3月27日に第1回目が開催され、以降、3回開催されております。

2、報告された意見の概要とご意見に対する町の考え方についてであります。ナンバー1、報告されたご意見の要旨は、町民が理解できる希望の未来を目指す計画にするためには、町立病院改築等の大型事業や、観光入込客数350万人等の重点目標などを基本構想や重点プロジェクトに記載するべきであるとの意見に対し、町の考え方は、ご意見の趣旨を踏まえ、町立病院の改築を重点プロジェクトに位置づけたものであります。また、基本構想は、まちの将来像やまちづくりの方向性など、より多くの町民が共有できるものとなっております。基本計画や実施計画へと段階が進むことで具体化していきます。大型事業や重点目標など、具体的な施策・指標値については基本計画や実施計画の中で示してまいりますのでご理解願います。なお、修正後につきましては記載のとおりとなっております。次のページをお開きください。ナンバー2、報告されたご意見の要旨は、早急に実施計画の内容を議会に説明する機会を設け、その際に年度ごとの計画評価と進捗状況を明確にするべきであるとの意見に対し、町の考え方は、ご意見の趣旨を踏まえ、実施計画案を策定した後、議会に対して説明させていただきたいと考えております。ナンバー3、報告されたご意見の要旨は、今後、予測される少子高齢化と人口減少にあっても、第2期白老町まち・ひと・しごと創生総合戦略との連動やSDGsの取組推進など、町民生活が安全安心に保たれ、誰もが白老町に住んでよかったと思えるまちづくりのため、過去の確かな検証と将来への確かな予測に取組、要因分析と効果検証に基づいた対策や支援を進めるべきであるとの意見に対し、町の考え方は、ご意見の趣旨を踏まえ、総合戦略との連動やSDGsの理念を意識した施策展開など、総合計画と一体となった計画推進に努めます。また、新たに設定した成果指標に基づき、目標と成果の可視化を図りながら、PDCAサイクルの効果的な実行に努めてまいります。ナンバー4、報告されたご意見の要旨は、町のさらなる発展を願い、町民及び議会と行政が情報共有しながら、みんなが参加を促進し、協働のまちづくりによる将来像の実現につながる施策の推進を図るとともに、限られた行政資源の最適配分・有

効活用に努める新たな財政計画と行政改革の早期決定、早期推進を図り、組織連携体制の確立と具体的な施策展開を促進するべきであるとの意見に対し、町の考え方は、ご指摘の趣旨を踏まえ、当計画の内容を広く周知し、当町が目指すべき将来の姿と進むべき方向を共有しながら、協働のまちづくりを推進してまいります。また、今後新たに策定する行財政計画との連携を図りながら、限られた行政資源の最適配分・有効活用に努め、分野横断的な組織体制のもと、総合計画実施計画を推進してまいります。以上で説明を終了させていただきます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第4号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第4号の議案説明を終わります。

岩本町民課長の答弁もれの説明をお願いします。

岩本町民課長。

○町民課長（岩本寿彦君） 大変申し訳ありませんでした。先ほど長谷川議員のほうからございました質問の件について回答させていただきます。

まず、検査項目の内容でございますが、こちらのほうにつきましては特定健診と同じような内容になってございまして、身体計測、尿検査、血圧ですとか、血液などの検査というようなことで健診内容になってございます。それで今回、集団健診から個別の健診もできるようになるというようなことでの補正なのですけれども、こちらのほうにつきましては個別に本人が電話予約等をして、病院のほうに行って健診を受けるというようなことができるようになったということでございます。医療機関につきましては、現在、町立病院、対がん協会なのですが、こちらのほうは自分で電話をして札幌市のほうに出向いていただくような形になります。それと町内のほかの3医療機関については現在、調整中ということでございます。

○議長（松田謙吾君） 次の日程に入る前にお諮りいたします。

日程第5から日程第14までの条例の制定及び一部改正についての10件の議案説明についてであります。改正条文の朗読を省略し、議案説明、新旧対照表及び資料により、簡潔に説明させることといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

それではそのように取扱をさせていただきます。

日程第5、議案第5号 白老町し尿前処理施設設置条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 議5-1をお開きください。議案第5号 白老町し尿前処理施設設置条例の制定についてでございます。

白老町し尿前処理施設設置条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年6月12日提出。白老町長。

本文を省略させていただきまして、議5-2をお開きください。附則でございます。

(施行期日)

1. この条例は、令和2年7月1日から施行する。

(白老町し尿処理施設設置条例の廃止)

2. 白老町し尿処理施設設置条例(昭和44年条例第36号)は、廃止する。

議5-3をお開きください。議案説明でございます。昭和44年に供用開始され老朽化が進んでいる現在のし尿処理施設を廃止するとともに、し尿等の処理を下水道と共同で行うためのし尿前処理施設を新たに設置することから、本条例を制定するものでございます。

なお、本件は、汚水処理施設共同整備事業、いわゆるミックス事業におきまして整備いたしました汚水処理施設が、本年7月1日より供用開始となることから、ただいま申上げたとおり、これまでのし尿処理施設を廃止しまして、今後のし尿処理の取扱を新たな施設に切替えるため、本条例を定めるものでございます。説明は以上でございます。

○議長(松田謙吾君) 議案の説明が終わりました。

これより議案第5号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松田謙吾君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第5号の議案説明を終わります。

日程第6、議案第6号 白老町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

大塩税務課長。

○税務課長(大塩英男君) 議6-1をお開きください。議案第6号でございます。白老町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

改正文は説明を省略させていただきまして、附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

次に、議6-2をお開きください。議案説明でございます。行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部が改正され、法律名が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律へと改められたこと等に伴い、同法を引用している条項について所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。改正規定につきましては、新旧対照表を御覧ください。第6条第2項中の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。)第3条第1項という文言を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項に改めるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長(松田謙吾君) 議案の説明が終わりました。

これより議案第6号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第6号の議案説明を終わります。

日程第7、議案第7号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

大塩税務課長。

○税務課長（大塩英男君） 議7-1をお開きください。議案第7号でございます。白老町税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

改正文は朗読を省略させていただきまして、議7-9をお開きください。附則でございます。

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

次のページ以降の附則、第1条第1号から第6号までの施行期日、第2条から第12条までの経過措置等につきましては、記載のとおりでございますので朗読を省略させていただきます。

続きまして、議7-15をお開きください。議案説明でございます。地方税法等の一部を改正する法律等が施行されたことに伴う所要の改正を行うとともに、新型コロナウイルス感染症が納税者に及ぼす影響を緩和する措置を講ずるため、本条例等の一部を改正するものでございます。改正規定につきましては新旧対照表のとおりでございますが、改正内容につきましては議7-50の次のページ、議案第7号説明資料により、主な改正項目についてご説明させていただきたいと思っております。説明資料を御覧いただきたいと思います。まず初めに、1、未婚のひとり親に対する個人住民税の措置控除の拡大でございます。全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と、男性のひとり親の女性のひとり親の不公平を解消するため、ひとり親控除、こちらは控除額30万円となっておりますが、こちらを新たに設けて適用すると共に、男性と女性の控除額を同額とする措置を講ずるものでございます。

続きまして、2、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応（第54条、第74条の3、第75条）についてでございます。現在、固定資産税を納めていただく義務があるのは、登記簿上の所有者となっているところであります。所有者が死亡して相続登記がされず、新たな納税義務者が特定できない場合など固定資産税の課税について、こちらは全国的な課題になっているのですけれども、こういった課題が生じております。こうした課題を対応するため、まず①としまして、現に所有している者の申告の制度化というものが新たに追加されてございます。登記簿上の所有者が死亡している場合、その不動産を現に所有している者（相続人）に固定資産税の課税に必要な事項（氏名・住所等）を申告させることができるようにします。また、正当な理由がなく申告がない場合は、他の固定資産税における申告制度と同様の罰則、こちらは10万円以下の過料となっているのですけれども、こちらの罰則制度を設けるという内容になってございます。②といたしまして、使用者を所有者とみなす制度の拡大です。一定の調査を尽くしてもなお不動産の所有者が一人も明らかとならない場合については、その使用者に対し

て通知をした上で、その使用者を所有者とみなして固定資産税を課税することができるようにするという制度でございます。しかし、今回のこの税法の改正だけでは所有者土地不明の問題が全て解決するわけではありませんので、国においては今後相続登記の義務化ですとか、遺産分割協議の時間的制限など法制度を見直す方針を打ち出しているところでございます。

続きまして、3、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置であります。1枚おめくりください。まず初めに参考資料と書かれております、地方税法の改正内容について、まず簡単にご説明をさせていただきます。まず、1、徴収の猶予制度の特例でございます。令和2年2月1日から令和3年1月31日まで納期限が到来する地方税について、収入が前年度期比おおむね20%以上減少した場合、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予ができる特例を設けるものでございます。本町における対象となる税は、令和元年度の固定資産税4期、国民健康保険税8期、9期、そして本年度、令和2年度の固定資産税1から3期、国民健康保険税1から6期、道町民税1から3期、そして軽自動車税というような形になってございます。

続きまして、2、固定資産税関係です。初めに、厳しい経営環境にある中小企業等に対して、令和3年度課税の1年分に限り償却資産及び事業用家屋、こちらは店舗が中心になってくるかと思うのですが、家屋に係る固定資産税を2分の1、またはゼロにする軽減措置を設けてございます。内容につきましては記載のとおりですが、例えば令和2年3月から5月の売上げが前年同期間に比べて5割以上減少している事業者の方の償却資産及び事業用家屋の固定資産税をゼロとするようなものでございます。続きまして、生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した一定の先端設備等に係る固定資産税の特例措置の対象資産について、現状の機械等に加えまして事業用家屋と構築物を追加するものでございます。

続きまして、3、自動車税・軽自動車税の環境性能割の税率を軽減するものでございます。この環境性能割といいますのは、昨年10月から自動車取得税を廃止して導入したものでございますが、こちらを1%軽減する特例措置を6か月間延長するというものでございます。ほかに新型コロナウイルス感染症特例法に規定する指定行事の入場料金や参加料金などの払戻し請求権を放棄した納税義務者が個人町民税の寄附金控除の適用を受けることができるような特例措置というのも設けているところでございます。以上のように、基本的に今回の税制措置というのは地方税法の中で定められるというような形になっているところなのですが、1ページ戻っていただきまして、条例の中では、この地方税法の改正を受けまして、まず徴収猶予については手続きに関する事。生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置につきましては、特例率割合に関する事。軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の期限延長ですとか、イベントを中止した事業者に対する払戻し請求権を放棄した者への個人町民税における措置につきましても、合わせて法改正に伴う所要の改正を本条例の中で改正するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第7号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） このたびの税制改正、ありがたいと思う方、たくさんいらっしゃるのではないかと思います。現在、白老町で把握している、例えば未婚のひとり親の対象になる人、それとか所得不明土地に関する固定資産税の課題への対応の方々、また今回の新型コロナウイルス感染症で税制上、有利になるだろうと思われるの方々、そのの方々、もし把握している件数とか、人数とか分かりましたら教えていただければと思います。

○議長（松田謙吾君） 大塩税務課長。

○税務課長（大塩英男君） 未婚のひとり親については、数字は押さえていないところがございます。あと税制措置、徴収猶予の件に関しては、いろいろと相談がありまして、現在におきまして具体的数字をお答えしたほうがよろしいかと思いますが、20件で、固定資産税約2,700万円ほどの徴収猶予の申請があるというところがございます。

○議長（松田謙吾君） ほかに質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第7号の議案説明を終わります。

日程第8、議案第8号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） 議8-1をお開きください。議案第8号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。条例については朗読を省略させていただきます。

議8-2、附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

議8-3をお開きください。議案説明でございます。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、家庭的保育等の提供終了後の児童の受け皿として連携する保育所等の確保義務を緩和する要件の追加等がされたことから、同様の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

次のページに新旧対照表がございますので改正点をご説明申し上げます。第6条第4項第1号は、家庭的保育事業者等による保育を受けていた乳幼児が、様々な対応策の活用により、卒園後も引き続き教育、保育の提供を受けることができる場合には、連携施設の確保を不要とするものでございます。また、第1号に連携施設の確保義務を緩和する要件が追加されたことにより、改正前の第4項を第2号とするものでございます。第5項は、前項に第2号が号立てされたことに伴う改正でございます。第23条第2項第2号は、引用する児童福祉法の改正による号ずれに伴うものでございます。第37条第4号は、保護者の疾病や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第8号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第8号の議案説明を終わります。

日程第9、議案第9号 白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） 議9-1をお開きください。議案第9号 白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。条文については朗読を省略させていただきます。

議9-2、附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

議9-3をお開きください。議案説明でございます。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、地域型保育の提供終了後の児童の受け皿として連携する保育所等の確保義務を緩和する要件の追加等がされたことから、同様の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

次のページの新旧対照表で改正点をご説明申し上げます。第7条第2項は、第40条第2項及び第42条第4項第1号で規定している特定地域型保育事業の利用や連携施設の確保義務を緩和する場合においても、市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならないことを定めるものでございます。第40条第2項は、児童福祉法による読み替えの規定を第7条第2項に明記することとして当該規定を削除するものでございます。第42条第4項は、家庭的保育事業者等による保育を受けていた乳幼児が、様々な対応策の活用により卒園後も引き続き教育、保育の提供を受けることができる場合には、連携施設の確保を不要とするものでございます。また、第1号に連携施設の確保義務を緩和する要件が追加されたことにより、改正前の第4項を第2号とするものでございます。第5項は、前項の第2号が号立てされたことに伴う改正でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第9号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第9号の議案説明を終わります。

日程第10、議案第10号 白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） 議10-1をお開きください。議案第10号 白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

議 10-2 をお聞きください。議案説明でございます。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）の一部改正に伴い、放課後児童支援員認定資格研修の実施者として中核市の長が追加されたことから、同様の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

次のページの議 10-3 に新旧対照表がございますので、改正点をご説明申し上げます。第 10 条第 3 項で、放課後児童支援員認定資格研修の実施者として、都道府県知事、指定都市の長のほか、地方自治法第 252 条の 22 第 1 項の中核市の長を追加するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 10 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 10 号の議案説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0 時 0 0 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第 11、議案第 11 号 白老町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

岩本町民課長。

○町民課長（岩本寿彦君） それでは、議 11-1 をお聞きください。議案第 11 号 白老町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議 11-2 をお聞きください。議案説明でございます。子どもの医療費について、小中学生の通院費、調剤費及び基本利用料を新たに助成の対象とすることで中学生までの医療費完全無償化を行い、子育て世帯の経済的負担を軽減し、もって子育てをしやすい環境の充実に図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

議 11-3 を御覧ください。新旧対照表でございます。このたびの改正でございますが、助成の範囲、第 5 条中第 1 項の小中学生を入院に限定をして助成をすとしたただし書きの部分を削除し、次に第 2 項において未就学児童のみを助成対象としたただし書きの部分を削除し、中学生までの医療費完全無償化となるよう改正をするものでございます。

議 11-1 にお戻りください。附則でございます。

（施行期日）

1. この条例は、令和 2 年 7 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2. 改正後の第5条第1項及び第2項の規定は、施行日以後に医療を受けた日の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第11号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第11号の議案説明を終わります。

日程第12、議案第12号 白老町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

岩本町民課長。

○町民課長（岩本寿彦君） それでは、議12-1を御覧ください。議案第12号 白老町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議12-2をお開きください。議案説明でございます。新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は発熱等の症状により感染が疑われることにより療養し、労務に服することができない被保険者で、給与等の支払いを受けている者に対して、北海道後期高齢者医療広域連合が一定期間に限り傷病手当金を支給するに当たり、その事務の一部を町において行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

議12-3をお開きください。新旧対照表でございます。このたび改正する白老町において行う事務の第2条に北海道後期高齢者医療広域連合における傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付事務が加わるものでございます。

議12-1にお戻りください。附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第12号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第12号の議案説明を終わります。

日程第13、議案第13号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） それでは、議13-1をお開きください。議案第13号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

議13-2をお開きください。附則でございます。

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の白老町介護保険条例第4条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

続きまして、議13-3をお開きください。議案説明でございます。介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、所得の少ない第1号被保険者の介護保険料について、消費税の引き上げに伴う公費による軽減強化の完全実施を行うこととされたことから、軽減後の保険料率を見直すとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した第1号被保険者等に係る保険料の減免申請書の提出期限の特例に関する規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、新旧対照表でございます。第4条の保険料につきましては、議案の最後に添付しております議案第13号説明資料にて後ほどご説明させていただきます。こちらの表中の附則の部分についてご説明します。附則の第9条については、これまでの条例では、保険料の減免申請の期限が普通徴収の場合、納期限の7日前まで、特別徴収の場合、年金支給月の前々月の15日前までと定められていたため、今回の新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免申請の期限を特例として認めるため、附則に追加したものでございます。

次に、議案第13号説明資料についてご説明いたします。このたびの改正によりまして、令和2年度の保険料は第1段階から第3段階の方において、軽減が強化され金額が変わることとなります。こちらの表中の第1段階のところを御覧いただきたいのですが、こちらの第1段階につきましては、1番右側のところ、令和2年度の金額が2万500円となっております。こちらは令和元年度と比較しますと5,200円安くなるということになります。それから第2段階の方につきましては3万800円ということで、令和元年度と比較しますと8,600円軽減されるということになります。それから第3段階につきましては4万8,000円ということで、令和元年度と比較して1,700円軽減となっております。なお、第4段階から第9段階までの方については、令和元年度と令和2年度の保険料の変更はございません。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第13号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第13号の議案説明を終わります。

日程第14、議案第14号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

岩本町民課長。

○町民課長（岩本寿彦君） それでは、議14-1を御覧ください。議案第14号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議14-3をお開きください。議案説明でございます。新型コロナウイルス感染症に感染した

こと又は発熱等の症状により感染が疑われることにより療養し、労務に服することができない被保険者で、給与等の支払いを受けている者に対して、一定期間に限り傷病手当金を支給するに当たり、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表の後ろにございます説明資料でご説明をさせていただきます。まず、改正趣旨でございます。新型コロナウイルス感染症に感染するなどした一定の要件を満たした被用者に対して傷病手当金を支給するため、国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

去る3月10日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定しました新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾において、国民健康保険等においても新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金の支給内容が盛り込まれ、国・道から市町村等に向け傷病手当金の支給に向けた条例整備について要請があり、本町においても本条例の一部を改正し緊急対応策を講ずるものでございます。

なお、支給額全額について国が特例的な財政支援を行うこととしており、他の自治体においても同様の条例改正が行われているところでございます。

次に、改正概要でございます。国民健康保険被保険者である被用者のうち、次の項目に該当する場合にということで傷病手当金を支給するということとなります。

(1) 対象者についてでございます。国民健康保険の被保険者である被用者（給与の支払いを受けている者に限ります。）で、療養のため労務に服することができない者（新型コロナウイルスに感染した場合又は発熱等の症状があり感染が疑われる場合に限ります。）、こういった方が対象となります。

(2) 支給期間でございます。労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間としてでございます。ただし、給与収入の全部、または一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は傷病手当金を支給しません。なお、その受けすることができる給与収入の額が、規定により算定される傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給することといたします。

(3) 支給額についてでございます。こちらのほうについては、計算例は記載のとおりでございますが、1番下のほうに括弧書きで計算例がございますので、こちらのほうで説明をさせていただきます。直近の継続した3か月間の給与収入の合計額が27万円、就労日数を27日、6月8日から19日までの間、土を除く10日間仕事を休んだ場合ということで説明をさせていただきます。27万円を就労日数27日で割り返しまして、それに3分の2を掛けますと6,667円という金額が出ます。これが1日当たりの傷病手当支給額ということになります。それに3日を経過した日からということで、4日目から支給対象となりますので、10日休んだうちの7日間としますと、この7日間を掛けた4万6,669円が傷病手当金として支給されるというような考え方になります。

(4) 適用期間でございます。令和2年1月1日から9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間としてでございます。ただし、入院が継続する場合等については健康保険

と同様、最長1年6か月までということになってございます。

続きまして、議14-2にお戻りください。附則でございます。この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の白老町国民健康保険条例附則第3項から附則第8項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

以上で説明を終わらせていただきますが、なお、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、収入が減少した被保険者への国民健康保険税、それと後期高齢者医療保険料の減免実施の状況についてご報告をさせていただきます。今回の6月会議におきまして、これらの減免に関する議案等は上程をしてございませんが、まず国民健康保険税については現在、国の通知を参考に減免実施に必要な要項を準備中でございます。要項が制定され次第、減免申請の受付を始めることとしてございます。次に、後期高齢者医療保険料についてでございますが、こちらのほうにつきましては、保険者であります北海道後期高齢者医療広域連合において、先般、減免実施を決定され、減免申請が始まっているというような状況でございます。以上、国民健康保険税並びに後期高齢者医療保険料の減免の実施について、この場をお借りしてご報告をさせていただきます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第14号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第14号の議案説明を終わります。

日程第15、議案第15号 財産の取得についての議案について説明をお願いいたします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議15-1をお開きください。議案第15号でございます。財産の取得についてご説明いたします。1取得する財産（物品）、パーソナルコンピューター40台、レーザープリンター7台。2取得予定金額874万5,000円。3取得の目的、役場職員用コンピューター機器等の更新。4取得の方法、北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業に基づく譲渡。5契約の相手方、札幌市中央区北4条西6丁目 北海道自治会館内、北海道市町村備荒資金組合、組合長 棚野孝夫。

次のページ、議15-2、議案説明でございます。これにつきましても記載のとおりでありますので説明は省略させていただきます。

続きまして、入札の経過でございますが、去る5月25日に有限会社こんや、株式会社和歌白老営業所、事務器のカナマルの3社に指名通知を行い、6月2日に入札を行ったところであります。落札者は、有限会社こんやでございます。落札率であります。予定価格887万3,656円に対し、落札額が874万5,000円でございますので、落札率は98.5%となっております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 15 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 15 号の議案説明を終わります。

日程第 16、議案第 16 号 財産の取得についての議案について説明をお願いいたします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） それでは議 16-1 をお開きください。議案第 16 号 財産の取得についてでございます。1 取得する財産（物品）、水槽付消防ポンプ自動車。2 取得予定金額 6,353 万 7,160 円。3 取得の目的、水槽付消防ポンプ自動車の更新。4 取得の方法、指名競争入札による購入。5 契約の相手方、札幌市白石区東札幌 5 条 5 丁目 14 番 12 号、山崎自動車株式会社、代表取締役 山崎広志。

次、議 16-2、議案説明につきましても記載のとおりでございますので説明を省略いたします。

説明資料につきましては、水槽付消防ポンプ自動車の概要等を記載してございますので、これも説明は省略させていただきます。

続きまして、入札の経過でございます。去る 5 月 25 日に北海道ドライケミカル株式会社苫小牧営業所、株式会社北海道モリタ、田井自動車工業株式会社、山崎自動車株式会社の 4 社に指名通知を行い、6 月 2 日に入札を行ったところでございます。落札者は山崎自動車株式会社であります。落札率でございますが、予定価格 6,366 万 4,260 円に対し、落札額が 6,353 万 7,160 円でございますので、落札率は 99.8%となっております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 16 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

11 番、及川保議員。

○11 番（及川 保君） 11 番です。旧消防車が、平成 4 年で 27 年経っているという状況で、日々こういうものについては随分大きな改良がされていると思うのですが、この 6,300 万円という多額の価格なのですけれども、性能的には多分向上はしていると思うのですけれども、特徴としてどういうものがあげられるのか。さらに今後消火活動に、町内にいろいろな建物があるのですけれども、そういった状況の中で十分な対応ができるのかどうか、この 1 点について伺います。

○議長（松田謙吾君） 笠原消防長。

○消防長（笠原勝司君） 今回導入の車両でございますが、2,000 リットルを車両に、最初から水を積んでいる車でございます。消防者の中にはいろいろ役割がございまして、皆さんよく知られているのは救急車や救助工作車など救急現場に向かったり、事故現場に向かって人を救出する車両のほかにも、この消防ポンプという車両がございます。4 年前に導入いたしました大型水槽車、これは消火栓や自然水位がないようなところでも消火活動を継続するための目的で

ございます。そして今回は水槽付ポンプ、これは中型ベースの10トン未満の車両なのですが、比較的燃えている物自体にいち早く近くに行き、まず注水をし始めると。そしてほかの活動車両、大型水槽車がその後ろについて水の供給をする。あとポンプ車といいますと、消火栓についたり、川についたりして水を給水して、1番先端で活動する車両に補水という、そういうような活動をするような車両でございます。今回、更新のものに関しましては、その1番注水の先端部分に部署する車両でございます。いろいろな日々、更新されている中で、安全装備品の充実というのが、ここに記載されているとおり巻き込み防止、例えばウィンカーを上げると右折する際にここに巻き込みの者がいないかどうかということがモニター表示されるということでございます。安全機能で大型トレーラーなどにみんな付いている装備のようですが、消防活動の中で今回、過去の水槽車でもあるのですが、泡消化剤混合器というのがございます。これはいろいろな形がございまして、一般的科学火災でコンビナートなどに燃える泡をかけるのもそうなのですが、それは3%から5%で大きな泡立てて、飛まつして、窒息消化するという形なのですが、これを濃度を下げて水溶液にして浸透性を高めて、水は冷却効果ですから水をかけて冷やすのですが、蒸発してしまうと。そこにクラスAという薬剤なのですが、その0.1%から0.5%の水溶液にしてそれをかけると浸透性により蒸発しづらいような形で消す。そして濃度を上げると、先ほど話をしたようなたくさん泡になって皮膜して消化する。濃度を変えて浸透圧を高めるものと、皮膜して窒息消化にするというような、こういうようなのが今回の車両の、この27年間の間で消火方法の更新という形では説明が1番適切ではないかと思えます。

○議長（松田謙吾君） ほかに質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第16号の議案説明を終わります。

日程第17、議案第17号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

この議案は、人事案件であることから、議会運営基準の規定に基づき、審議する当日に配布される議案であります。よって、本日の議案説明会においては議案説明ができないものであります。審議当日の説明になりますのでご承知願います。

日程第18から日程第27、議案第18号から議案第27号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

この議案は、人事案件であることから議会運営基準の規定に基づき審議する当日に配布される議案であります。よって、本日の議案説明会においては議案説明できないものであります。審議当日の説明になりますのでご承知願います。

日程第28及び日程第29、諮問第1号及び第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

この議案は、人事案件であることから議会運営基準の規定に基づき審議する当日に配布され

る議案であります。よって、本日の議案説明会においては議案説明ができないものであります。審議当日の説明になりますのでご承知願います。

日程第 30、報告第 1 号 令和元年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書についての議案について説明をお願いいたします。

大黒財政課長。

○**財政課長（大黒克己君）** 報 1－1 をお開きください。報告第 1 号でございます。令和元年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告議案についてご説明申し上げます。

令和元年度の一般会計補正予算（第 7 号、第 9 号及び第 11 号）で、可決をいただきました繰越明許費につきまして、報 1－2 のとおり地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条の規定に基づき、令和 2 年度に繰越するものでございます。

次のページをお開きください。報 1－2 でございます。繰越事業につきましては、ここに記載している 8 事業でございます。なお、1 番上のプレミアム付商品券発行事業につきましては、昨年度の 11 号補正にて 1,428 万 8,000 円を繰越限度額として議決いただいたところでございますが、年度内処理済み分及び未執行分を差引きまして、繰越額は 222 万 4,000 円としてございます。総体の繰越額は 2 億 2,091 万円で、特定財源 1 億 9,975 万円、一般財源 2,116 万円を繰越ものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○**議長（松田謙吾君）** 議案の説明が終わりました。

これより報告第 1 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（松田謙吾君）** 質疑なしと認めます。

これをもって報告第 1 号の議案説明を終わります。

日程第 31、報告第 2 号 令和 2 年度白老町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての議案について説明をお願いいたします。

本間上下水道課長。

○**上下水道課長（本間弘樹君）** 報 2－1 をお開きください。令和元年度白老町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

本件は、令和元年度の公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）で可決いただきました繰越明許費について、翌年度に繰越を行いましたので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）の規定に基づき議会に報告するものであります。

次のページに繰越明許費繰越計算書を添付しております。内容は、下水終末処理場のミックス事業と消化槽改築工事に係る工事請負費でありまして、翌年度繰越額は 6 億 4,862 万 8,000 円、財源内訳は記載のとおり、全額特定財源であります。

○**議長（松田謙吾君）** 議案の説明が終わりました。

これより報告第 2 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（松田謙吾君）** 質疑なしと認めます。

これをもって報告第2号の議案説明を終わります。

日程第32、報告第3号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出についての議案について説明をお願いいたします。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 報3-1をお開きください。報告第3号でございます。白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出についてであります。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定によりまして、白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書を別紙のとおり提出するものでございます。

記。（1）株式会社白老振興公社令和元年度事業報告。（2）一般財団法人白老町体育協会令和元年度事業報告及び令和2年度事業計画でございます。それぞれの内容につきましては慣例によりまして説明を省略させていただきますが、株式会社白老振興公社につきましては、令和元年度をもって解散をし、その後精算手続きを進め、昨日6月11日に開催の臨時株主総会において清算事務決算が報告され、承認されましたのでご報告させていただきます。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより報告第3号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第3号の議案説明を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上をもって、定例会6月会議の議案説明は全て終了いたしました。

これをもちまして議案説明会を終了いたします。

（午後 1時33分）